堺市産業振興センター カフェ・レストラン出店者募集に関する仕様書

1. 使用施設

(1) 場 所 堺市北区長曽根町 183-5

(公財) 堺市産業振興センター

(2)面積 1階 234.02 m²

カフェ・レストラン部分 175. 72 m²

厨 房 58. 30 m²

(3) センター休館日 基本的には年末年始 (12/29~1/3)

(4) センター開館時間 午前9時~午後9時

2. 使用用途

来館者等の飲食や喫茶等の運営

3. 使用期間

契約締結後、初年度は平成30年3月31日とし、以後は年度契約とします。

4. 出店条件

- ① 営 業
 - (ア) 休業日は、原則センター休館日以外に取らないこととします。 ただし、臨時的に休業する場合は協議します。
 - (イ) 営業時間は、8時30分から17時30分までとします。 ただし、必要に応じ協議します。
 - (ウ) 来館者その他のお客様に、飲食、喫茶等のサービスを行っていただきます。 また、会議室等への喫茶等の提供も行っていただきます。
 - (エ) 飲食スペースの半分を来館者等が自由に利用できるオープンスペースと すること。
 - (オ) 伝統産品や授産製品等を販売すること。
 - (カ) 出店者の名義、商標使用及び看板類の表示は自由にできますが、センター と調整が必要です。
 - (キ) 駐車場台数は、現状で第1駐車場65台、第2駐車場165台です。
 - (キ) 賃料及び条件等変更する場合は、再公募する場合があります。
 - (ク) 市内在住の障害者をスタッフとして常時1名以上就労させること。(手帳等により確認します。)

② 厨房機器・什器・備品

営業に要する厨房機器は、センターにすでに設置されているものを使用することができます。 ただし、既設の厨房機器及び出店者が新たに設置した厨房機器 について、出店後の保守等の経費は全て出店者の負担となります。

また、厨房機器以外の什器・備品等は、全て出店者の負担で用意していただきます。

③ 内 装

内装工事があるときは予め図面等の書類をセンターに提出し、センターの承認 を得た後、出店者の負担により施行していただきます。

また、出店後の内装全体にかかる改装・補修等についても同様とします。

④ 施設維持管理費等

電気、ガス、上下水道、電話等の料金は、全て実費負担となります。また、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理並びに残飯等のごみ処理についても、全て出店者の負担と責任において処理していただきます。

ただし、飲食スペースの半分をオープンスペースにするため、電気料金、上下 水道料金のみ半額にいたします。

⑤ 営業許可の申請、衛生管理等

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が規定する諸官庁への届出は、 出店者において行っていただきます。また、従業員及びカフェ・レストラン全体 の衛生管理には、特に注意を払うとともに発生した食品衛生上の問題等について は、全て出店者の負担と責任で対応していただきます。

⑥ 店舗賃料

・賃料(月額)は、売り上げ金額の9.5%(物販を含む。)千円未満切上 ただし、最低賃料は、15万円

<u>なお、飲食スペースの半分をオープンスペースにすること及び市内在住の障害者をスタッフとして常時1名以上を就労させるため、上記賃料の半額といた</u>します。

・賃料(月額)を毎月、定められた日までに納入していただきます。 ※前日の売上日計表及び証憑書類(レジの集計表)を提出していただきます。

⑦ 契約保証金

契約保証金として最低金額(月額15万円)の半額の6ヶ月相当額を業務開始の日の1週間までに納入していただきます。なお、納入された保証金には利子は付きないものとします。

⑧ 出店期間

出店後、3年間は営業していただきます。

⑨ その他

出店者には、従業員の接遇及びサービスの向上に務めるとともに、その教育等 を実施していただきます。

⑩ 営業開始日

平成30年3月中を予定

(参考資料)

現在のレストランの概要は以下のとおり。

- (1) 営業時間 8時30分~17時30分
- (2) 席数 テーブル席 約50席カウンター席 11席
- (3) 1日当たりの来客数 約100名(貸館状況、イベント等により変動します。)
- (4) 光熱水費等 (平成28年度 平均月額)
 - ・電気料金 約23万8千円
 - ・上下水道料金 約15万7千円